

静岡県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
静岡県監査委員 竹 内 良 訓
静岡県監査委員 四 本 康 久

第1 監査の概要

令和6年1月10日から3月12日までに実施した出先機関及び財政的援助団体等に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

財政的援助団体等に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかなどの視点から監査を実施した。

第2 定期監査（出先機関）の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

(1) 賀茂健康福祉センター〔賀茂保健所、賀茂児童相談所、賀茂知的障害者更生相談所〕

ア 監査実施日 令和6年2月9日

イ 監査結果

(7) 財務監査 指摘 継続的資金前渡に係る立替払（同種事案の発生）

(2) 静岡土木事務所

ア 監査実施日 令和6年1月10日

イ 監査結果

(7) 行政監査 注意 個人情報流出（同種事案の発生）

2 監査結果がない機関

(1) 消防学校（監査実施日 令和6年2月1日）

(2) 下田財務事務所（監査実施日 令和6年3月12日）

(3) 賀茂地域局〔賀茂広域消費生活センター〕（監査実施日 令和6年2月14日）

(4) ふじのくに地球環境史ミュージアム（監査実施日 令和6年2月14日）

(5) 中部健康福祉センター〔中部保健所、中央児童相談所、身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所〕（監査実施日 令和6年1月11日）

- (6) 西部健康福祉センター〔西部保健所、西部児童相談所、西部知的障害者更生相談所〕（監査実施日 令和6年1月18日）
- (7) 賀茂農林事務所（監査実施日 令和6年2月9日）
- (8) 工科短期大学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (9) 工科短期大学校沼津キャンパス（監査実施日 令和6年2月14日）
- (10) ふじのくに茶の都ミュージアム（監査実施日 令和6年2月14日）
- (11) 漁業高等学園（監査実施日 令和6年2月14日）
- (12) 下田土木事務所（監査実施日 令和6年2月9日）
- (13) 御前崎港管理事務所（監査実施日 令和6年2月14日）
- (14) 下田高等学校（監査実施日 令和6年2月9日）
- (15) 松崎高等学校（監査実施日 令和6年2月8日）
- (16) 稲取高等学校（監査実施日 令和6年2月8日）
- (17) 伊豆伊東高等学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (18) 静岡西高等学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (19) 静岡農業高等学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (20) 静岡商業高等学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (21) 藤枝北高等学校（監査実施日 令和6年1月11日）
- (22) 浜名高等学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (23) 新居高等学校（監査実施日 令和6年1月18日）
- (24) 浜北特別支援学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (25) 浜松みをつくし特別支援学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (26) 中央特別支援学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (27) 下田警察署（監査実施日 令和6年2月14日）
- (28) 伊東警察署（監査実施日 令和6年1月18日）
- (29) 牧之原警察署（監査実施日 令和6年1月23日）
- (30) 掛川警察署（監査実施日 令和6年2月14日）
- (31) 袋井警察署（監査実施日 令和6年1月23日）
- (32) 浜松西警察署（監査実施日 令和6年2月14日）

第3 財政的援助団体等監査の結果

- 1 監査結果がある団体（監査結果の概要は別表のとおり。）
 - (1) 一般財団法人 南アルプスみらい財団
 - ア 監査実施日 令和6年2月14日
 - イ 監査結果
 - (7) 注意 補助金申請等に関する不適切な事務処理
 - (4) 注意 会計伝票の承認手続の未実施
- 2 監査結果がない団体

(1) 静岡県公立大学法人（監査実施日 令和6年2月1日）

(2) 公益財団法人 静岡県暴力追放運動推進センター（監査実施日 令和6年2月14日）

（別表）監査結果の概要

【定期監査（出先機関）】

監査箇所	区分	概要	
賀茂健康福祉センター〔賀茂保健所、賀茂児童相談所、賀茂知的障害者更生相談所〕	指摘	件名	継続的資金前渡に係る立替払（同種事案の発生）
		内容	賀茂健康福祉センターは、令和5年度の継続的資金前渡について、5月22日から10月26日までの間、5件の立替払をした。 このうち、4件の有料道路通行料及び有料駐車場代の支払いは、継続的資金前渡の現金残高を超えて支出していた。 この件については、賀茂出納室による例月指導検査で繰り返し「注意事項」が発出され、再三に渡り是正が求められていたが、全く改善に結びつかなかった。
静岡土木事務所	注意	件名	個人情報の流出（同種事案の発生）
		内容	静岡土木事務所は、宅地建物取引業者免許証を交付する際に、交付書類に誤って別の宅建業者の「宅地建物取引業に従事する者の変更届出書」と「従業者名簿」を混在させた結果、当該別の宅建業者に係る従業者等11名分の氏名、住所、生年月日の個人情報を流出させた。 同所には、前回の監査で同種の事案に対し再発防止を求めたところであるが、これが改善に結びついていなかった。

【財政的援助団体等】

監査箇所	区分	概要	
一般財団法人南アルプスみらい財団	注意	件名	補助金申請等に関する不適切な事務処理
		内容	一般財団法人南アルプスみらい財団は、令和4年度の南アルプスモデル推進事業費補助金において、補助金交付要綱第5で補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないとされているにもかかわらず、知事の承認を受けていなかった。 また、当該補助金の対象となる経費と、県から受託している令和4年度南アルプスモデル推進業務の対象経費について区分経理をしていなかった。
	注意	件名	会計伝票の承認手続の未実施
		内容	一般財団法人南アルプスみらい財団は、同財団の財務規程において、会計伝票は責任者に承認印を受けるものとされているにもかかわらず、設立当初の令和4年7月19日から、この承認を行っていなかった。